

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ページ
○京都府手数料徴収条例施行規則の一部を 改正する規則 (消防保安課)	871
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (農村振興課)	〃

○土地改良事業計画の変更認可 (農村振興課)	871
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書 の写しの縦覧 (乙訓土木事務所)	872
○都市計画法に基づく工事完了 (〃)	〃

## 規 則

京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和5年12月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第36号

#### 京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する 規則

第1条 京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の105の項の(1)中「同法第36条第1項」を「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項」に、「又は第3項」を「若しくは第3項又は第39条の22第1項」に改め、同項の(2)中「同法」を「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に改める。

第2条 京都府手数料徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の105の項の(1)中「第39条の22第1項」を「第39条の11第1項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年12月21日から施行する。

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大原野土地改良区の定款の変更を令和5年12月1日認可した。

令和5年12月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業計画の変更については、令和5年12月4日認可した。

令和5年12月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良事業の名称	地 区
美豆土地改良区営土地改良事業（維持管理事業）	美 豆

向日市から京都都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府乙訓土木事務所において縦覧に供する。

令和5年12月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年12月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

長岡京市神足二丁目703の1の一部、703の4の一部、703の6の一部、703の11の一部、704の一部、705の5の一部、1510、1512

（関連区域）

長岡京市神足二丁目703の2、703の4の一部、703の12、704の2の一部、705の4の一部、721の1の一部、721の2の一部、721の5の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長岡京市神足二丁目14の12

木下 久美子